

平成29年度 事業報告書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1 概要

本財団は昭和21年4月4日に設立され、事業目的である「海洋化学に関する研究、助成及び奨励をなし、その発展を図ることを目的」として(公1)～(公3)の事業を行う。

平成28年9月1日からは、公益認定を得て、一般財団法人から京都府所管の公益財団法人となり、平成29年12月21日からは、変更認定を得て、内閣府所管の公益財団法人となった。

会員等については、平成30年4月16日現在、賛助個人会員が112名、賛助学生会員が5名、賛助法人・団体会員が6名である。

法人の主たる事務所は、京都府宇治市の京都大学化学研究所内に置く。その他の事務所はない。

法人の役員は、評議員3名、理事5名、監事2名である。

法人の職員は、週4日勤務の者が1名である。

2 (公1) 学術助成金の事業

海洋化学に関する研究、助成および奨励をなしその発展を図るため、その分野における研究者に学術助成金を支給する事業を行った。

助成金の種類は、以下の2種類である。

ア 海洋化学に関する研究者(大学院生以上の学生も含む。)向けの、研究助成金。以下、「研究助成金」と言います。

金額 1件100万円以下 年2件程度

イ 海洋化学に関する研究者(大学院生以上の学生も含む。)向けの、海外の大学、研究機関、学会、シンポジウム等への海外渡航費に関する助成金。以下、「海外渡航費に関する助成金」と言います。

金額 1件20万円以下 年数件

これに基づき、助成金への応募を、平成29年11月11日から平成30年2

月14日まで、財団のホームページ、及び、本財団発行の研究所報「海洋化学研究」を用いて、呼びかけた。

本助成金の受領者などを決める選考委員会のメンバーは、以下の6名である。

平木敬三(近畿大学名誉教授)

左右田健次(京都大学名誉教授 兼 本財団評議員)

中西正己(京都大学名誉教授 兼 本財団評議員)

宗林由樹(京都大学教授 兼 本財団代表理事)

蒲生俊敬(東京大学名誉教授)

加藤義久(東海大学名誉教授)

平成30年2月24日、選考委員会が開催され助成金の受領者の選考答申が行われ、この答申結果は、平成30年3月26日に書面決議による理事会にて承認された。助成金の受領者は、以下のとおりである。

ア 研究助成金(8名、合計600万円)

代表者	所属	研究題目	助成金額 (万円)
近藤能子	長崎大学	有明海におけるビタミン B12 の季節変化とそのバクテリアによる生産	90
真塩麻彩実	金沢大学	水圏環境における高感度・高精度なパラジウム分析法の確立	80
鄭臨潔	京都大学	北太平洋における生物活性微量元素 9 元素の断面解析研究	80
坂田昂平	環境研究所	海洋大気における鉄と有機物の大気不均一反応：エアロゾル中の鉄の海水への溶解挙動の解明を目指して	80
長谷川浩	金沢大学	海洋植物プランクトンによる海水中ヒ素のメチル化プロセスの解明	80
南秀樹	東海大学	深海底堆積物中における生物活性微量元素元素の動態解明	60
辻阪誠	京都大学	モリブデン、タングステンに基づく古海洋地球化学に関する研究	60
森本健志	近畿大学	海洋への落雷と生命起源物質誕生に関する研究	50

イ 海外渡航費に関する助成金(1名、合計20万円)

助成受領者 田中裕里子氏(京都大学)に、20万円。8月ボストンで開催される Goldschmidt2017 に出席するための渡航費用に充てられる。

3 (公2) 学術講演会の事業

海洋化学に関する研究、助成及び奨励をなしその発展を図るために、その分野における第一人者を招き、京都府内において、広く一般人にも開かれた講演会を

開催する事業である。

以下の2種類の講演会を実施した。

第37回石橋雅義先生記念講演会

平成29年4月22日（土）午後1時～午後5時

京都大学楽友会館にて開催。共催日本分析化学会近畿支部。演題、講演者は以下の通り。

- 第1回海洋化学奨励賞受賞記念講演
「海洋における銅の高精度安定同位体比分析法の開発」
京都大学助教 高野祥太郎
「海洋における鉄の存在形態と微量金属元素（鉄、マンガン、ニッケル、亜鉛、カドミウム等）の動態に関する研究」
長崎大学助教 近藤能子
「海水中の人工放射性微量ウラン同位体測定とその応用」
筑波大学准教授 坂口 綾
- 第32回海洋化学学術賞受賞記念講演
「サンゴ骨格に基づく気候及び海洋環境の研究」
産業技術総合研究所研究グループ長 鈴木 淳
- 出席者 39名



71周年秋季講演会

平成29年11月12日（土）午後1時30分～午後4時15分

京都大学楽友会館にて開催。演題、講演者は以下の通り。

- 「溶存窒素化合物の窒素酸素安定同位体比による窒素循環解析」 京都大学生態学研究センター教授 木庭啓介
- “The biogeochemical impact of anthropogenic aerosols in the Northwestern Pacific Ocean” Prof. Tung-Yuan Ho, Research Center for Environmental Changes, Academia Sinica
- 出席者 37名



京都化学者クラブ講演会

年	月日	題目	講演者	所属	出席者数
2017	4月1日	ゾルーゲル法による多孔材料ー孔を制御し利用するー	中西和樹	京都大学大学院理学研究科	15
2017	5月13日	沿岸環境研究への安定同位体比分析法の利用	横山 壽	京都大学学際融合教育推進センター森里海連環学教育ユニット	14
2017	6月3日	もっと光を！ レーザー科学が拓く科学と技術	阪部周二	京都大学化学研究所	13
2017	7月1日	海水中のナノ粒子金属硫化物ーこれまでとこれからー	中山典子	大阪大学大学院理学研究科附属基礎理学プロジェクト研究センター	9
2017	8月5日	森里海連環学ー人と自然のつながりの視座ー	吉岡崇仁	京都大学フィールド科学教育研究センター	7
2017	9月2日	共焦点型蛍光X線分析法による水溶液中固体表面近傍の元素分布の可視化	辻 幸一	大阪市立大学大学院工学研究科	10
2017	10月7日	ビタミンの発見余話	左右田健次	京都大学名誉	14
2017	12月2日	発光細菌の発光分子メカニズム及びストレス応答性バイオセンサーとしての細菌生物発光	柄谷 肇	京都工芸繊維大学大学院工業科学研究科	10
2018	2月3日	老化による蛋白質中の D-アミノ酸生成と加齢性疾患	藤井紀子	京都大学原子炉実験所放射線生命科学研究部門	13
2018	3月3日	SI 単位系の再定義ーキログラム原器はどうなるの？	千葉光一	関西学院大学理工学部環境・応用化学科	11

楽友会館にて開催。化学という分野に着目した、市民向けの学術講演会。「化学者クラブ」という名称であっても、別に、「化学者クラブ」との団体があるわけではなく、主催団体は、本財団である。

4 (公3) 学術情報提供の事業

海洋化学に関する学術情報の流通を促すことで、海洋化学に関する研究、助成及び奨励をなし、その発達を図るべく、学術研究誌出版事業としての「海洋化学研究」の発行、及び、本財団のホームページ運営を行った。

海洋化学研究（第30巻1号）を2017年4月22日に発行。主要な内容は、以下のとおりである。

種類	タイトル	著者
海洋化学学術賞（石橋賞）受賞記念論文	高感度安定同位体質量分析に基づく海洋化学の革新	角皆潤
総合論文	エアロゾル中の鉄の化学種および同位体比：海洋への水溶性鉄の供給に関連して	栗栖美菜子・高橋嘉夫
総合論文	微量元素の高精度分析法の開発と海洋化学への応用	宗林 由樹
月例卓話 306	材料工学における組成分析の高度化と大衆化をどのように実現するか？—随想：中小企業支援のための公設試での取り組み30年—	河野宏影
月例卓話 314	福島原発事故後の除染活動に関する研究	徳田陽明
月例卓話 315	伝統技術に基づく日本人の感性、と科学	黒田孝二
月例卓話 316	傍からみた二次電池・蓄電システムの進化	寺田信之

海洋化学研究（30巻2号）を2017年11月11日に発行。主要な内容は、以下の通りである。

海洋化学学術賞（石橋賞）受賞記念論文	サンゴ骨格に基づく気候及び海洋環境の研究	鈴木淳
海洋化学奨励賞受賞記念論文	海洋における鉄の存在形態と微量金属元素（鉄、マンガン、ニッケル、亜鉛、カドミウム等）の動態に関する研究	近藤能子
海洋化学奨励賞受賞記念論文	海水中の人工放射性微量ウラン同位体測定とその応用	坂口綾
月例卓話 320	下水道とバイオ技術—空気が好きな微生物と空気が嫌いな微生物の織りなす世界—	橋本隆
月例卓話 321	特許を取れなかった技術、取らなかった技術	寺本巖
月例卓話 322	ゾルーゲル法による多孔材料—孔を制御し利用する	中西和樹
月例卓話 323	沿岸環境研究への安定同位体比分析法の利用	横山寿
月例卓話 324	もっと光を！レーザー科学が拓く科学と技術	阪部周二

本財団のホームページ運営事業においては、「海洋化学研究」の掲載論文をホームページからも見られるようにし、また、財団からのお知らせ（助成金・講演会・出版等）も掲載した。

URLは、<http://www.oceanochemistry.org/>

以上

平成29年度
事業報告書の附属明細書
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

本年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当するものではありません。

以上